

ストックホルム条約第11回締約国会議（COP11）結果概要

- 難分解性、生物蓄積性、長距離移動性等を有する残留性有機汚染物質（POPs）を国際的に規制するストックホルム条約の第11回締約国会議（COP11）が、令和5年5月に開催され、新規対象物質の追加等が議論された。

【開催日、開催地】 2023年5月1日（月）～12日（金）、スイス・ジュネーブ
（バーゼル条約COP16、ロッテルダム条約COP11と合同開催）

【概要】

（1）条約対象物質の追加

- ① メトキシクロル 【主な用途】 殺虫剤
附属書A（廃絶）への追加を決定、適用除外なし
- ② デクロランプラス 【主な用途】 難燃剤
附属書A（廃絶）への追加を決定、適用除外あり（航空宇宙等）
- ③ UV-328 【主な用途】 紫外線吸収剤
附属書A（廃絶）への追加を決定、適用除外あり（自動車部品等）

（2）附属書掲載物質の「個別の適用除外」及び「認められる目的」の見直し

（3）条約の有効性の評価